ラグビーワールドカップ2019大阪・花園開催推進委員会規約の一部改正について

資料３

大阪府の組織改正に伴い、委員会規則の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （幹事会）  第１０条　（略）  ２　（略）  ３　幹事長は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室長を、副幹事長は、東大阪市花園ラグビーワールドカップ2019推進室長の職にある者をもって充てる。  ４～８　（略）  　（事務局）  第１１条　委員会の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内に置く。  ２　（略）  ３　事務局長は大阪府府民文化部文化・スポーツ室長の職にある者をもって充てる。  ４　委員会の出納事務は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課において処理する。  ５　（略） | （幹事会）  第１０条　（略）  ２　（略）  ３　幹事長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事を、副幹事長は、東大阪市花園ラグビーワールドカップ2019推進室長の職にある者をもって充てる。  ４～８　（略）  　（事務局）  第１１条　委員会の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課内に置く。  ２　（略）  ３　事務局長は大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事の職にある者をもって充てる。  ４　委員会の出納事務は、大阪府府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課において処理する。  ５　（略） |

附　則

　（施行期日）

１　この規約は、平成２９年４月１日から施行する。